

医療情報システムの安全管理に関する基本方針

佐川町立高北国民健康保険病院（病院事業の附帯事業として設置する介護老人保健施設、通所リハビリテーション等の介護サービス提供施設を含む。以下「本院」という。）は、医療情報システムの安全管理を経営上の重要課題と位置づけ、医療情報システムの適正な管理と運用を図り、患者の個人情報及び医療情報の保護と管理を徹底し、医療の質の向上及び安全な医療の提供を目的とし、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第7.0版」を踏まえ、次のとおり医療情報システムの安全管理に関する基本方針（以下「本方針」という。）を定める。具体的な措置及び手順は、別に定める病院情報システム運用管理規程による。

1 法令等の遵守

本院は、医療情報システムの安全管理に関するガイドラインその他の関係法令を遵守し、医療情報の真正性、見読性及び保存性を確保する。

2 管理体制の整備

本院は、医療情報システム安全管理責任者を設置し、医療情報システムの安全管理に関する責任体制を整備する。選任及び委任に関する事項は病院情報システム運用管理規程に定める。

3 安全管理措置の実施

本院は、医療情報の機密性、完全性及び可用性を確保するため、組織的、人的、物理的及び技術的な安全管理措置を講じる。

4 非常時の体制整備

本院は、災害、サイバー攻撃、システム障害等に備え、事業継続計画（BCP）を策定し、医療の継続に努める。

5 教育及び訓練

本院は、医療情報システムを利用する全ての者に対し、安全管理に関する教育及び訓練を定期的に実施する。

（適用範囲）

本方針は、本院の全ての職員（研修医・実習生を含む。）及び医療情報システムの導入・運用・保守に関与する委託業者等に適用する。

（制定・改定）

本方針は、病院事業管理者が制定する。少なくとも年1回、又は安全管理ガイドラインの改訂その他必要が生じた場合に、情報システム委員会の審議を経て改定する。

附 則

この方針は、令和 年 月 日から施行する。